

### ついにゴルフ会員権に税務のメスが入る!?

#### 1. 毎年盛り上がる、ゴルフ会員権課税

税制改正の話題が出始めるこの時期、やはりという感じで『ゴルフ会員権』の損益通算廃止論が浮上ってきました。含み損を抱える資産のひとつとしてのゴルフ会員権。高いお金を出して購入したゴルフ会員権が大幅に値下がってしまい、せめてもの救いにその損失による節税を!と思っている会員権保有者にとっては厳しい状況になりそうです。

#### 2. 課税庁サイドの監視強化の兆し

今年の5月25日、国税不服審判所が定期的に公表する裁決事例にゴルフ会員権に関する事例が3例も取り上げられていました。内容は、破産宣告を受けたゴルフ場の会員権の損失、預託金請求権を喪失した会員権をゴルフ場経営法人へ返却した場合の損失、市場価格下落での評価損計上の3件。

課税庁が、ゴルフ会員権に関する税務処理について異議を唱えるケースが少なくないという現況が窺えます。またこの3件、いずれも損失が認められない結果となり、納税者の請求が棄却されています。

#### 3. 現状の税務上取扱い

預託金制ゴルフ会員権の税務上の取扱いについては、平成15年に国税庁から取りまとめが公表されています。

ゴルフ会員権は、優先的施設利用権と預託金返還請求権の二つの要素を持ち合わせた権利であり、売却した場合の所得は譲渡所得(総合課税)に該当する。

ゴルフ会員権は、競走馬や骨董品のような『通常の生活に不要な資産(限定列举の贅沢品)』と

はされないため、その譲渡損は他の所得(例: 給与所得など)と損益通算できる。

ゴルフ会員権をそのゴルフ場経営会社に返却した場合、優先的施設利用権が消滅して単なる預託金の返還になってしまうので譲渡所得に該当しない。損失が出た場合も、預託金の貸倒れ(家事費)として切り捨てとなる。

ゴルフ場経営会社が破産してしまうと、優先的施設利用権が消滅してゴルフ会員権は預託金返還請求権のみになってしまう。よってその損失は、と同様に切り捨てとなる。

(注)新しい経営会社で引き続きプレーができる場合も『債権者に対する便宜的な対応』とされ、施設利用権の存在は認められない。

ゴルフ会員権は法人税法上の有価証券には該当しないため、市場価格が大幅に下落した場合も評価損を計上することはできない。

ゴルフ会員権は税務上の金銭債権にも該当せず、更生手続き開始申立て等があった場合も個別評価の50%貸倒引当金を計上することはできない。

#### 4. ついに損益通算禁止か?

国は損益通算を禁止して課税を強化したいようですが、会員権保有者からの反発は必至。去年までは、実現しそうで実現しなかったゴルフ会員権課税。しかし今年は、とうとう実現しそうな雲行き。会員権保有者は年内の対策を考えておいた方が良さそうです。

(担当: 古曳由美子)